

第5次岐阜市障害者計画(案)に対するご意見と岐阜市の考え方について

(募集期間: 令和5年12月15日～令和6年1月15日)

○意見提出数: 3通 (Logoフォーム: 3通)

○意見項目数: 4件

	ご意見の要旨	⇒	岐阜市の考え方	計画の修正有無
1	<p>障害者の人を雇用している個人事業主に対してなにか補助金を出して欲しい。 法人とかそれを満たす資格がないといけない団体だけでなく。 実際に、私は雇用してもらっている身分なので。</p>	⇒	<p>障がいのある人を雇用する場合などの助成については、国の障害者雇用納付金関係助成金などの制度がありますので、引き続き制度の周知に努めてまいります。 ⇒ また、岐阜市におきましても、障がいのある人を雇用する民間企業等を奨励し、雇用の促進を図るとともに、長時間(週20時間以上)働くことが難しい障がいのある人と民間企業等とのマッチングに取り組んでまいります。</p>	無
2	<p>障害者計画 95頁「施策11 在宅を中心としたサービスの充実」の基本方針に関して以下の2点を要望します。</p> <p>1. 「障がいのある人の日常生活を支えるため、…(略)…日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。」とあります。日常生活用具の介護・訓練支援用具のうち、特殊マットの性能は「褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの」とされています(福祉援護の手引き「障がい者の明日のために」岐阜市福祉事務所発行)。この特殊マットの給付申請にあたり添付する見積書の機種は、「褥瘡防止機能」を有する製品の申請のみ受付がなされ、製品パンフレットに「褥瘡防止機能」の表示がないと「失禁等による汚染防止機能」とか「損耗防止機能」の製品は申請受付がなされません。「褥瘡防止機能」を有する製品は基準額をはるかに上回る高価もので申請者は困惑しています。「又は」と表記されていますので「褥瘡防止機能」以外の製品の受付を行うか、「褥瘡防止機能」を有する特殊マットの価格帯の市場調査を行われ適正な基準額(他自治体では例があります。)の設定をされ、日常生活を支えるための施策を推進されるよう要望します。</p>	⇒	<p>本市では、障がいのある人の日常生活を支えるため、日常生活用具を購入する際に要する費用について、日常生活用具費の支給をしております。当該費用の支給は、国の基準において用具の要件(日常生活品として一般に普及していないもの・安全かつ容易に使用でき実用性があるもの・自立支援、社会参加の促進をするもの)が定められています。 ⇒ 特殊マットの支給においては、「褥瘡の防止」又は「失禁等による汚染若しくは損耗を防止」できる機能を有することを基準としており、褥瘡防止機能の製品のみならず「失禁等による汚染若しくは損耗を防止」する機能の製品についても支給対象としております。 今後も、日常生活用具費の支給について、丁寧な説明に努め、より一層の障がい者支援の推進に取り組んでまいります。</p>	無

3	<p>2.もう一つの基本方針に「これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進します。」とあります。サービスが提供されるには行政窓口において申請・受付・交付が前提となりますので、事業所のみならず障害者に寄り添った支援を行える申請受付窓口の養成にも取り組まれるよう要望します。</p> <p>また、岐阜県などと連携して手話や要約筆記の普及、啓発にも取り組んでください。</p>	⇒	<p>本市では、障がいを理由とする差別の解消を目的として、障がいのある人への対応事例や障がいの特性を理解する研修を実施しています。今後も、障がいのある人に寄り添った支援を行うことができるよう、窓口を含め、職員の対応能力向上に努めてまいります。</p> <p>また、岐阜県や聴覚障がい者関係団体等と連携し、手話や要約筆記の体験教室の開催など理解・啓発に取り組んでまいります。</p>	無
4	<p>第5次岐阜市障害者計画(案)10頁</p> <p>意見交換団体に20団体が挙げられていますが、4団体を除く16団体は障害者計画を調査審議する岐阜市障害者施策推進協議会の委員推薦団体です。これら委員は障害者施策推進協議会の席上において自由に発言できるものです。</p> <p>16団体の内の社会福祉法人は、平成9年3月の岐阜市障害者計画策定時において、岐阜県福祉事業団を除いた市内で障害福祉事業を行っていた社会福祉法人を網羅したものです。当時は措置福祉の時代で、福祉事業を行うには社会福祉法人格を必要としました。その後、平成15年の支援費制度、平成18年の障害者自立支援法施行により障害福祉サービス事業として多様な法人の参画が図られ、担い手は数多くなりました。</p> <p>この数多(あまた)ある障害福祉サービス事業所へ令和5年9月に充足率、令和6年度から3年間の事業の改廃予定、人材確保や育成にあたり工夫していること・行政に特に取り組んでほしいこと、強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケアに関すること、児童発達支援センターのあり方の調査がありました。ただ、上記事項の質問に対する回答に限られていました。</p> <p>障害福祉サービス事業者は、日頃から障害児・者を取り巻く環境を把握し、その日常生活を支援しています。障害者計画において福祉は一分野にすぎませんが、6年後に予定される第6次障害者計画策定にあたっては、障害者施策推進協議会委員以外の障害福祉サービス事業者とも意見交換を行う場を設けていただくことを要望します。</p>	⇒	<p>令和5年9月に実施しました障害福祉サービス事業所への状況調査では、今後特に取り組むべき課題として、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある方や、医療的ケアを要する方への支援状況等について調査いたしました。</p> <p>その結果につきましては、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定の資料とさせていただいたほか、今後の地域における障がいのある人への支援体制の強化のための資料として活用してまいります。</p> <p>また、障害者計画等の策定に伴う障害福祉サービス事業所との意見交換の場につきましては、今後検討してまいります。</p>	無